

(参考) 社会福祉法人の生活困窮者支援の実践事例

(1) 社会福祉法人聖隷福祉事業団（静岡県浜松市）：生活保護受給者の地域移行

精神科病院や矯正施設から地域への中間的な橋渡しとして、主に精神・知的な障害を持った生活保護受給者の地域移行を、法律の枠を超えて有機的に展開。

(2) 社会福祉法人天竜厚生会（静岡県浜松市）：生活困窮者の地域移行

行き倒れとなっていた人を職員寮で保護し、体力回復後、植栽業の経験を活かして法人で雇用した例を始め、救護施設で居宅生活訓練事業として地域移行支援を実施している。

(3) 社会福祉法人豊年福祉会（大阪府交野市）：総合相談

「地域福祉サポートセンター」を設置し、生活困窮者へのセーフティネットとして、制度施策につながない人への総合相談を、専任のソーシャルワーカーを配置して展開（大阪府社協「社会貢献事業」の一環）。

(4) 社会福祉法人こうほうえん（鳥取県米子市）：生保受給者への住居提供

建設費を法人が負担し、生活保護受給者の住居（4施設で計80部屋）を提供している。身の回りの世話に対する補助者を置き、困難事例には、併設の特養相談員を中心に対応。

(5) 社会福祉法人信濃福祉施設協会（長野県長野市）：ホームレスに住居提供

ホームレス受け入れ事業を、平成15年より施設一部を改修し同時2名の居住を確保して実施。食費以外は持ち出しで対応。

(6) 社会福祉法人佐賀西部コロニー（佐賀県平良町）：高齢農家と障害者の連携

障害者施設の入所者（130名）が、地域で高齢化して農業従事が困難になった農家の方々とともに、その多くの知識と豊富な経験を活かして、地域再生に向けた共生自立型就労事業を実施。

(7) 社会福祉法人海望福祉会（富山県魚津市）：特養での生活保護受給者の受け入れ、母子家庭等の者の雇用

生活保護受給者の受け入れ、母子家庭等の者の雇用

(8) 社会福祉法人同愛会（栃木県塩谷町）：老人デイサービスセンターの児童自立支援

老人デイサービスセンターが、児童自立支援施設の児童へ職場体験の場を提供。

(9) 社会福祉法人寿耕会（鳥取県江府町）：特養が引きこもり児童に体験研修機会提供

特別養護老人ホームで、引きこもり児童（中学生）の施設体験を提供。体験研修職員として受け入れ、1年3か月の経験を経て、就職へつないだ。

(1) 社会福祉法人聖隷福祉事業団聖隷厚生園（静岡県浜松市）：生活保護受給者の地域移行

①法人名：社会福祉法人聖隷福祉事業団（昭和5年設立）

（聖隷厚生園は昭和28年設立）

②施設種別：身体障害者療護施設、救護施設（聖隷厚生園部分）

③取り組み：精神科病院や矯正施設から地域への中間的な橋渡しとして、主に精神・知的な障害を持った生活保護受給者の地域移行を、法律の枠を超えて有機的に展開。

④活動概要：

○最近では社会福祉士を配置して、触法障害者に福祉的支援を行っている刑務所が増えていますが、満期出所者と刑務所職員とは、その後の交流が禁止されている。

○知的・精神障害を持ち生活能力が不足している触法障害者が何の支援も受けないまま、生活に困窮して万引きや無銭飲食を繰り返して累犯するケースが多い。

○救護施設ではホームレスや引きこもりで生活能力が低下している新規入所者が増えている。このような利用者には十数年スパンの支援が必要であるが、ひとつの制度による支援だけでは利用期間の制限などの理由で、支援が途切れ、ダメージが深まった状態になって再入所するケースがある。

○地域生活継続の支援を行うなかでは、どんな事業でも良いので係り続ける事が重要であり、入所→社会的自立→経済的自立のステップアップを連続して支援できる組織が必要である

○同時に、ステップダウンしたときにその状態に合った支援が提供できる多層な事業展開が必要である。

○事例

利用者A 知的障害・残余刑（万引き）あり

刑務所出所後に生活保護を受給し、地域生活支援センターの紹介で救護施設入所→入所1年後に居宅生活訓練事業でアパート生活開始→1年の訓練終了後に保護施設通所開始→保護施設通所を利用しながら自立支援法の就労継続訓練を利用→本人の勤労意欲が高まったため就労移行事業を利用して、一般企業に障害者雇用枠として就職→職場の人間関係でトラブルがあり、ジョブコーチ介入→何回かのトラブルがあるも、ジョブコーチ・障害者相談支援事業所・ショートステイの支援を受けてアパート生活と就労を継続中

(2) 社会福祉法人天竜厚生会（静岡県浜松市）：生活困窮者の地域移行

①法人名：社会福祉法人天竜厚生会（昭和 25 年設立）

（救護施設清風寮は平成 12 年設立）

②施設種別：救護施設

③取り組み：生活困窮者を救護施設にて居宅生活訓練を行い、地域移行につなげていく。場合によっては、法人や法人関係機関での雇用も行っている。

④活動概要：

○事例

T 氏 男性 60 歳（入所時）、障害なし

生活保護申請時年齢：60 歳（親族より斡旋）、年金：老齢厚生年金、負債：あり（自己破産手続き申請中）

就労歴：あり（役場、自動車販売員、製造業、庭師など）、現職なし

<入所経緯>

近隣住民が T 氏宅を訪問したところ、1 ヶ月ほど水も食事もほとんどとれていない衰弱状態で発見され地元病院に入院。入院中に県外に住む姉より主の独居生活が不安であるとのことで生活保護を促され申請に至る。

氏は体調不良を理由として 1 年前に 20 年間続けていた庭師の仕事を辞め、預貯金を切り崩しながら生計を立てていた。退職後は一日中飲酒を好み、就労意欲もみられない無気力状況で生活が荒廃していた。その結果、自宅はごみ屋敷化して住める状況ではなく、生活費工面の為に負債も多く抱えており、自助努力及び親族努力のみでは現状下での生活再建が困難との判断から姉の勧めにて救護施設入所となる。

<入所～自立退所までのプロセス>

入所から自立退所までの期間：4 年 6 ヶ月、救護施設居宅生活訓練 訓練期間：6 ヶ月

1. 問題整理

入所に至った原因として体調不良から離職、その不安定さからアルコール逃避、そして金銭面・健康面の荒廃から生活破綻となっている。そのため支援の着目点としては、入所に至った原因の逆進性、そして脱施設依存の獲得として支援を講じる事とした。その概要は、

- ①入所により生活全般の安定を図ること。
- ②居宅訓練棟における擬似独居生活において社会復帰意欲を回復させること。
- ③生活安定から就労意欲再起を促すこと。
- ④就労継続支援を行なうことで社会的役割を付与しアルコール逃避を抑止すること。

の 4 点を支援の中核とし、社会生活回帰への意欲を獲得していくこととした。

2. 自立意欲の回復支援

本体施設在籍時には本人の自立能力の高さを主たる理由として度々施設不満を口に出す事が見られていた。

本人の不満を具体的問題へと再整理し、自助努力で解決を図る課題、支援や援助を受けながら解決していく課題へと振り分け、依存型の自立形態を提示していった。また面談においては、擬似的な独居生活とは言え居宅生活訓練での生活そのものが自立生活獲得への過程であることの覚知を促し、自助努力のエンパワメントを行なう。

3. 就労意欲再起および社会的役割の獲得

入所以前はアルコール逃避が見られたが、就労における社会的役割獲得によってアルコール逃避を抑制するよう支援を講じた。入所以前に氏は剪定業務を行っていた為、それを中核として社会的役割の付与、および社会的責任の覚知を促すこととした。社会定着には個人能力だけではなく社会関係も必要であるため、就労継続から自己肯定感情を得られるよう就労先との関係調節を行なう。また継続を達成する為、雇用先へのトライアル就労を要請し、地域生活開始後も同一作業に従事できるよう支援を講じた。具体的方策として、法人内で剪定作業を必要としている他事業所を探し、そこでのトライアルを実施、継続期間を確認し、社会的役割と肯定感情を獲得できているとの判断から法人でのパート職員（主たる業務は剪定作業員）として雇用に至っている。

4. 生活拠点の獲得

新たな生活拠点に求められる立地条件として、

①退所後の継続的支援が可能な範囲に生活拠点を設けること

障害も無く年齢も65歳未満である為、利用できる社会資源や制度が希薄である為

②勤務地に近い事

を挙げて検討する。

法人近接の市営住宅への入居を検討するに。市営住宅の入居条件の中で問題となったのは連帯保証人—特に問題であったのは同市内または片道2時間以内で駆け付けられる範囲に在住していること—であった。保証人が遠方に住んでおり、身近に頼れる相手もいないため、市と相談を重ね施設長と遠方の姉との連名で保証人を行なうとのことで合意を得、生活拠点獲得となる。

5. 退所後の動向

退所後は法人にてパート雇用となり、生活保護からの脱却を達成する。

退所して6か月程度は問題なく就労していたが、徐々に無断欠勤や二日酔いのような状態での出勤が目立つようになる。生活破綻を未然に防ぐ為、事業所間との情報共有を密接に行ない訪問面談や生活相談を実施するなど定期的なフォローを行なっている。

入所経緯から支援の無い個人生活では容易に生活破綻となる恐れがある為、施設退所後も継続した支援を行ない社会定着となるよう支援を行なっている。現在も独居生活継続中である。

(3) 社会福祉法人 豊年福祉会（大阪府交野市）^{かたのし}：総合相談

①法人名：社会福祉法人豊年福祉会（昭和 55 年創設）

②施設種別：特別養護老人ホーム 2 ヶ所、軽費老人ホーム 1 ヶ所、通所介護事業所 3 ヶ所、訪問介護事業所 1 ヶ所、居宅介護事業所 1 ヶ所、在宅介護支援センター 2 ヶ所、障害福祉サービス（生活介護）1 ヶ所、公益事業 1 ヶ所

③取り組み：地域のセーフティネットの役割として、総合生活相談事業の展開

④活動概要：

○法人独自に「地域福祉サポートセンター」を設置し、専任職員(社会福祉士)を 1 名配置、兼務は 9 名で地域へ出向くアウトリーチ方式を重点に置いた、ソーシャルワークを行っている（平成 21 年度 4 月に立ち上げ。21 年度年間実績 58 件、訪問 131 回）。

○活動内容

年齢、対象を限定せずに生活困窮に陥った方に寄り添い、今後の生活再建に向けての課題を共に解決して行く。現物による経済的な支援や施設が持つ様々な機能を提供していくコミュニティソーシャルワークである。

○ケースとしては、野宿生活から脱却支援、就労不安定な母子家庭への支援、若年夫婦の児童虐待のある家庭支援、『ごみ屋敷』の高齢独居女性の自立支援などである。

○寄せられる相談の多くが行政からであり、それに応えることができているので、行政から信頼を得て進めることができている。行政や市社会福祉協議会と顔の見える関係となり、支援ネットワークが組みやすくなった。

○また年齢に制限を設けない相談事業のため、障害、児童、更生保護、法律分野の専門職、民生委員、地域の学校や保育所との協働もある。

○「地域福祉サポートセンター」の上記以外の貢献活動

【在宅介護支援センター】高齢者の介護・生活相談事業で、電話は 24 時間 365 日体制である。地域に出向いての出張相談会も実施。

【生活・介護支援サポーター事業】お隣さんの「ホンの少しの助け合い」ボランティアの養成を行い、実際の活動のコーディネーターや組織化を行っている。

【地域ボランティア活動】途上国の子どもへのワクチン代金になるボトルキャップ回収整理の活動。

【家具電化製品などのリサイクル活用事業】地域住民や軽費老人ホームへ呼びかけ、引越しや退居時に出る家具や電化製品、衣類などを生活困窮者へ活用する事業。など

(4) 社会福祉法人こうほうえん（鳥取県米子市）：生保受給者への住居提供

①法人名：社会福祉法人こうほうえん（昭和 61 年創設）

②施設種別：高齢者（特養：7，老健：3，ケアハウス：5，生活支援ハウス4，高優賃：1，保育所：5，リハ病院：1，デイサービス：12，ヘルパー：4，訪問入浴：2，訪問看護：3，訪問リハ：1，デイケア：4，ショートステイ：7，特定施設：4，福祉用具：1，グループホーム：8，小規模多機能：3 居宅事業所：6・・・他）

③取り組み：生活困窮者への住宅供給

④活動概要：

- なんぶ幸朋苑、よなご幸朋苑、いなば幸朋苑、さかい幸朋苑の4施設で高齢者生活支援ハウス計80部屋（各20ずつ）の供給を行っている。
- 建設費を法人が負担し、生活保護受給者の住居を提供している。運営費の補助（人件費相当）は、あるものの、介護保険受給者もおおくなり、身の回りの世話に対する補助者を置く程度である。したがって、困難事例に対しては、併設の特養相談員を中心に対応している。金銭管理、手続き等の支援を実施。高齢化、重度化による要介護者の対応についての困難な状況もあるが、ヘルパー派遣、施設住み替えにて何とか対応している状況である。

○【困難事例】

1. 生活保護受給者 夫婦入居、2人共、就学の履歴が解らず、読み書き不十分な状況であった。妻の入院時、夫が健在であった為、市の担当者はほとんど動かず、入院の手続きフォローを行った。結局そのまま妻は逝去された為、市の担当者との相談しながら、書類提出、葬儀、納骨の手続きフォローを行った。
2. 生活保護受給者 妹が遠方に在住しているが、高齢であり来苑なし、以前からの関係が悪かった事もあり、逝去の際の引受けのみ承諾の状況。相談の結果、献体の申込みを手伝う。金銭管理が不十分で、他入居者から小額ずつ何度もお金をかり使用してしまう、双方とも高齢である為、借入金額は正確には把握できていなかった。個別面談を行い、施設内での金銭貸借は禁止としてもらい対応。認知症の進行もあり貸借禁止の事を忘れる事がしばしば発生し、トラブル。ケアマネと相談し、専門病院受診。認知症の進行顕著となり、退居後、特養入居となった。
3. 生活保護受給者 亡夫の甥が遠方に在住、係わりが少なく逝去の際の引受けのみ承諾。金銭管理が不十分であり、施設利用料滞納。甥に何度も金銭借用の電話をする為、甥から相談あり。貸付については制止し、本人と大まかな出納簿を作成、使用用途を整理確認、滞納分の支払い計画を作成し支払いと、月々の使用状況を把握できるようにし、滞納解消。

(5) 社会福祉法人信濃福祉施設協会（長野県長野市）：ホームレスに住居提供

①法人名：社会福祉法人信濃福祉施設協会

（更生保護法人長野司法厚生協会（更生保護施設裾花寮を経営）を母体として昭和26年に設立）

②施設種別：救護施設1ヶ所

③取り組み：ホームレス、刑余者、生活保護受給者等への支援

④活動概要：

○ホームレス受け入れ事業

- ・平成15年より施設一部を改修し同時2名の居住を確保。
- ・食費以外は旭寮の持ち出しで対応。

○緊急的居住確保、自立支援対策実施

- ・更生保護施設の対象者を救護施設でも宿泊場所の提供等の支援を行うもの。
- ・長野保護観察所と直接契約している。

○なお、救護施設は定員80名。現在全員が生活保護対象者。職員27名。

<長野県のホームレスの状況>

対 象	平成19年	平成20年	平成21年
全 国	18,564	16,018	15,759
長野県	29	13	13
長野市	5	7	8
東京都	4,690	3,796	3,428
大阪府	4,911	4,333	4,302

<受け入れ人数（H23.4.1現在）>（入所経路 福祉事務所51名 私的入所1名）

利用人数			最低年齢	最高年齢	平均年齢
男 性	女 性	合 計			
49	2	52	17	86	54.8

<入所前住居>

病院	公園	河原	駐車場	山林	ホテル旅館	車中	社員寮	友人宅	警察	他施設
9	7	8	5	3	6	5	1	1	3	3

<退所先>

公共住宅	アパート	自宅・親戚	救護施設	病院	住み込み	警察	ホームレス	他施設	無断退会
20	13	5	3	4	3	1	1	1	1

<滞在日数>（最短：2日 最長：258日 平均：65.3日）

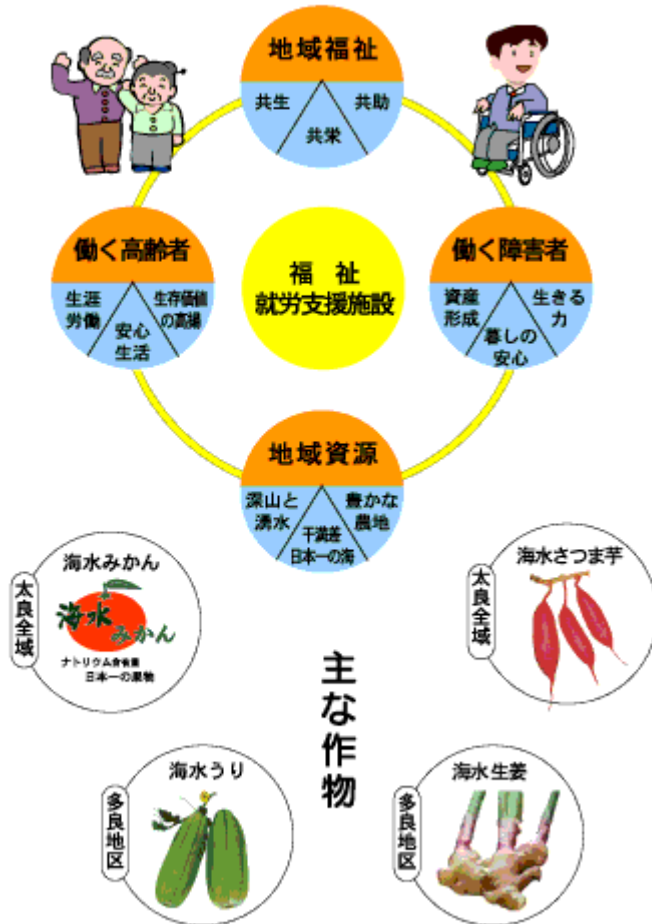
～1週間	～1ヶ月	～2ヶ月	～3ヶ月	～4ヶ月	～5ヶ月	～6ヶ月	～7ヶ月	～8ヶ月	～9ヶ月
4	14	14	8	4	3	3	0	1	1

(6) 社会福祉法人佐賀西部コロニー（佐賀県平良町）^{たいらちょう}：高齢農家と障害者の連携

- ①法人名：社会福祉法人佐賀西部コロニー（昭和 58 年設立）
- ②施設種別：身体障害者入所授産施設、知的障害者入所授産施設、知的障害者通所授産施設
- ③取り組み：地域の高齢のために離農せざるを得ない農家と障害者授産施設の入所者の連携による生産活動（共生自立型就労事業）
- ④活動概要：
 - 平良町は第 1 次産業が中心の町であるが、高齢化が進み、農業従事者は重労働が困難となり、更に収益性の低さから農業離れが進んでいる。また後継者不足などで耕作放棄農地の増加へとつながっている。
 - 法人では、海水栽培農法により海水みかんなどの栽培を行っているが、農業の専門知識をもつ職員がいない。しかし高齢農家には、法人にはない農業に関する多くの知識と、豊富な経験がある。
 - 高齢農家と障害者が共に助け合えば、お互いに喜びを分かち合うことができ、更には地域再生のきっかけになると考え、平成 19 年より「共生自立型就労事業」という取り組みを始めた。
 - この仕組みは、地域の 60 歳以上の農家と契約をし、みかん、さつま芋、うり、生姜などを生産委託する。そして契約農家には従来どおり農作業に専念していただき、法人側で海水散布をし、海水栽培農法による管理を行う。収穫した農産物は全量法人が買い取って、契約農家の所得保障をする。
 - 平成 23 年度の契約農家の平均年齢は 72.8 歳（最高齢は 85 歳）である。現在 31 世帯 53 名の高齢農家の方々が、佐賀西部コロニーの「共生自立型就労事業」に参加しており、参加希望者も年々増加している。
 - 法人としては、「ナトリウム含有量日本一の海水みかん」や「リコピン含有量日本一のリコピン卵」、「糖度 50 度以上の海水さつま芋（焼き芋）」などの製品を独自開発し、ブランド化に成功してきている。
 - 法人では事業収入 3 億円を目指し、海水栽培農法を柱とした事業を進めているが、この達成は契約農家の拡大により実現できる数字である。
 - 今後更に高齢化が進み、高齢者と障害者が共に助け合いながら社会の一員として参加する活動が重要視され、こうした取り組みが地域を支えていくと考える。

拡大する耕作放棄農地と増加する高齢者 蘇る農地と働く喜び

事業の仕組み



仕事の分担

事項	内容
システム	高齢者に生産を委託し、生産物を買取る。
農家	参加条件 ① 60歳以上を原則とする。 ② 自分の農地又は共同利用の農地 ③ 借入農地については貸借が明確な農地
	肥培管理 施設との話し合いの他、収穫まで農家の責任にて行う。
施設	① 海水散布は全て施設の農産部が行う。 ② 委託時に買い取り価格を決定する。

(7) 社会福祉法人海望福祉会（富山県魚津市）：特養での生活保護受給者の受け入れ、母

子家庭等の者の雇用

①法人名：社会福祉法人海望福祉会（平成 13 年設立）

②施設種別：特別養護老人ホーム

③取り組み：生活保護受給者の受け入れ、母子家庭等の者の雇用

④活動概要：

○生活保護受給者の利用受け入れ（受入実績）

障害者グループホーム	定員 4 名	→	生活保護受給者 1 名
障害者支援施設	定員 20 名	→	生活保護受給者 2 名
デイサービス 5 事業所	定員の合計 95 名	→	生活保護受給者 3 名

○母子・父子家庭の者の雇用

A ヘルパー2 級講座受講、資格取得後、正職員で特別養護老人ホームの介護職員として勤務。

B 介護サービス支援ステーション運営事業を活用し、雇用。訓練期間（約 10 か月）を経て採用、特別養護老人ホームの介護職員として勤務。

C ヘルパー2 級資格所持者。農作業の時間以外の勤務を希望（早朝、夕方勤務）。特別養護老人ホームの非常勤職員として勤務（朝食・夕食介助助手、入浴介助助手）。

D 特別養護老人ホームの介護職員として勤務中。

E 介護サービス支援ステーション運営事業（介護福祉士コース）を活用し、特別養護老人ホームの介護職員として雇用。

F 看護師資格所持者。障害者支援施設の看護職員として勤務中。

○支援制度の活用

支援制度の活用

これまでに、下記の採用にあたり、介護サービス支援ステーション運営事業の制度を活用し、6 名を雇用（内、2 名は介護福祉士コース）

（無資格者、他業種からの転職者、有資格者(介護職員基礎研修課程修了者)であるが介護業務は未経験である者)

（有資格者(介護職員基礎研修課程修了者)は介護福祉士資格取得を目的として制度を活用)

(8) 社会福祉法人同愛会（^{しおやまち}栃木県塩谷町）：老人デイサービスセンターの児童自立支援

①法人名：社会福祉法人同愛会（昭和7年設立）

（老人デイサービスセンターこすもすは平成12年設立）

②施設種別：老人デイサービスセンター

③取り組み：児童自立支援施設からの職場体験実習の受け入れ

④活動概要：

○開始時期：平成12年より

○児童自立支援施設における退所間近の児童に対し、職場体験として社会的自立を支援するため、老人デイサービスセンターを実習の場として提供できないか、依頼される。

○児童自立支援施設の入所児童の中には家庭環境等から、人間関係に不安を抱え犯罪につながってしまったり、社会復帰後の人間関係や進路、生活の構築に多くの課題を有している児童も少なくはない。

○人と触れ合う場や人を支援する場での体験実習を通し、人間関係の作り方や進路における1つの選択肢、社会復帰への希望等へ発展できるよう、デイサービスセンターが実習の場を提供している。

○また、人間理解を通し福祉教育的側面も有していることから、法人として可能な限り協力をしている。

○毎年、児童自立支援施設より児童の希望や適性に基づき2名前後の実習依頼がきて、双方のスケジュールに応じ、実習プログラムを作成、指導を行っている。

(9) 社会福祉法人寿耕会（鳥取県^{こうふちよう}江府町）：特養が引きこもり児童に体験研修機会提供

①法人名：社会福祉法人寿耕会（平成5年設立）

②施設種別：特別養護老人ホーム、デイサービスセンター、在宅介護支援センター

③取り組み：特別養護老人ホームにて引きこもりの児童を体験研修職員として受け入れ、最終的に就職につなげた

④活動概要：

- 町役場の福祉保健課、民生委員・児童委員、児童相談所から法人へ相談があり、引きこもり児童（17歳）が特別養護老人ホームの入所者や職員と触れあうことで心が開くのではないか、と提案を受ける。
- 法人は、本人に面談して意思確認の上で、体験研修職員として受け入れ、週3回通勤するようになる。
- 体験費用は法人が負担、昼食も法人のデイサービスセンターで利用者と同じメニューを食べる（費用は法人負担）こととした。また、一般職員同様にロッカーや制服の支給も行った。
- 児童は、介護リーダーに同行し、排泄介助・入浴介助等の業務にも取り組んだ。
- 1年3か月を経て、本人の希望によりサービス業（宿泊施設）への就職が決まり、体験研修を卒業した。
- 特別養護老人ホームも、更生施設ではないが引きこもりの児童の自立支援の役に立てたこと、本人の家族や関係機関からも感謝され、意義ある取り組みとなった。